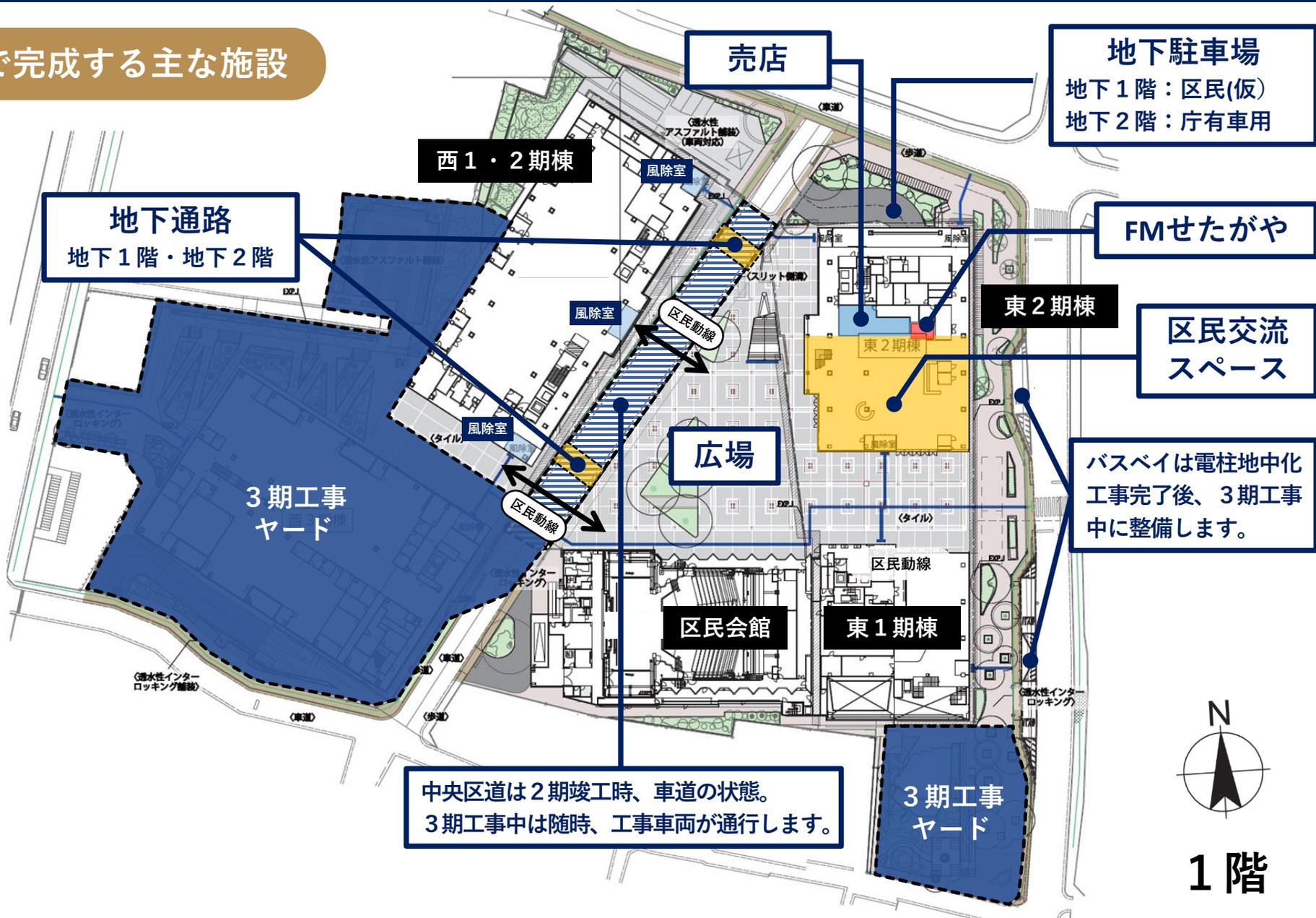


2期で完成する主な施設



地下通路
地下1階・地下2階

西1・2期棟

売店

地下駐車場
地下1階：区民(仮)
地下2階：庁有車用

FMせたがや

東2期棟

区民交流
スペース

バスベイは電柱地中化
工事完了後、3期工事
中に整備します。

広場

3期工事
ヤード

区民会館

東1期棟

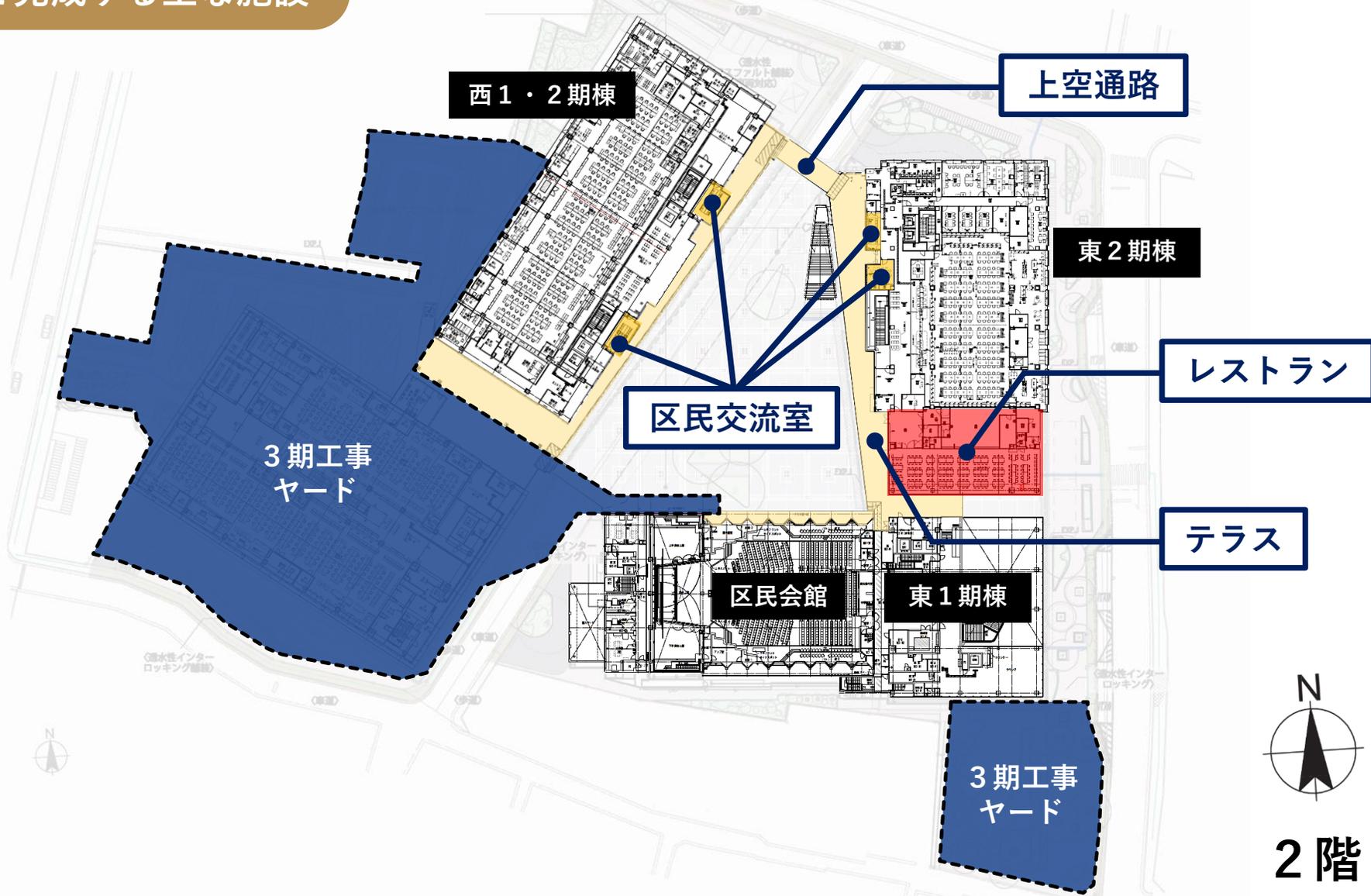
3期工事
ヤード

中央区道は2期竣工時、車道の状態。
3期工事中は随時、工事車両が通行します。

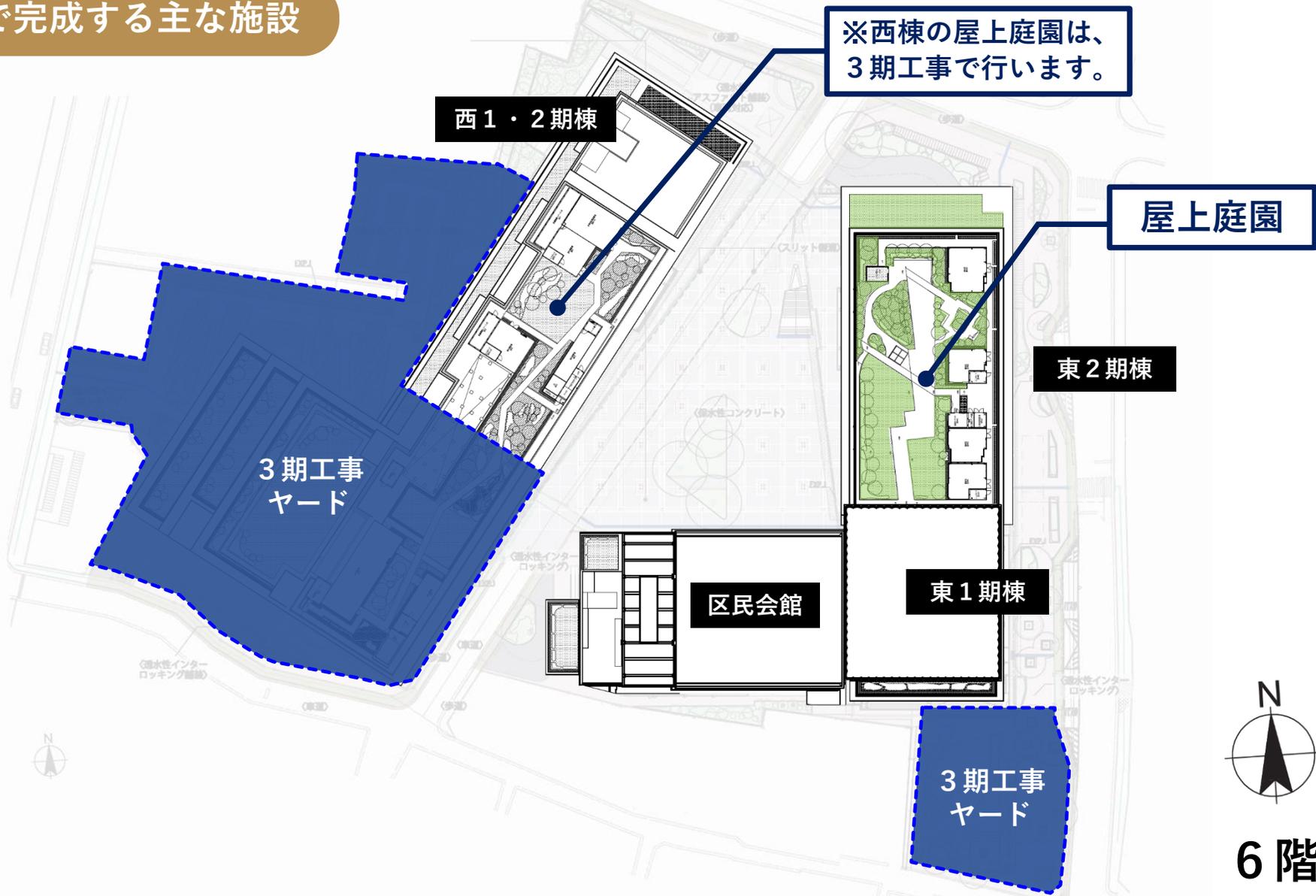


1階

2期で完成する主な施設

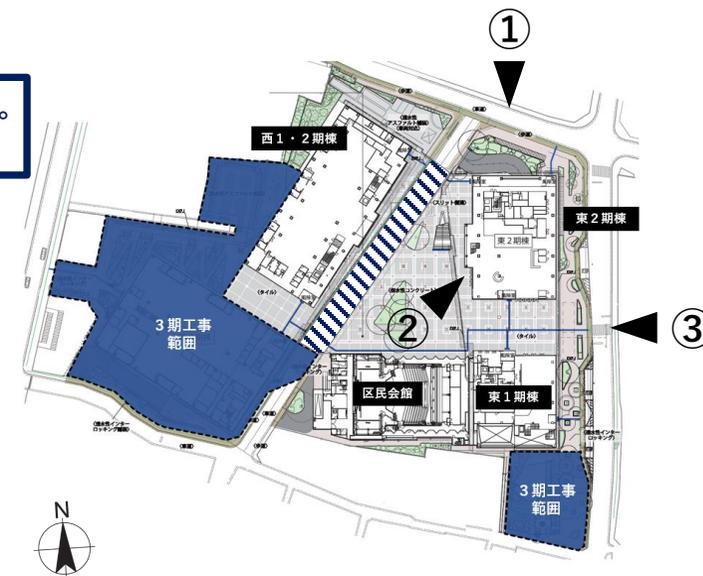
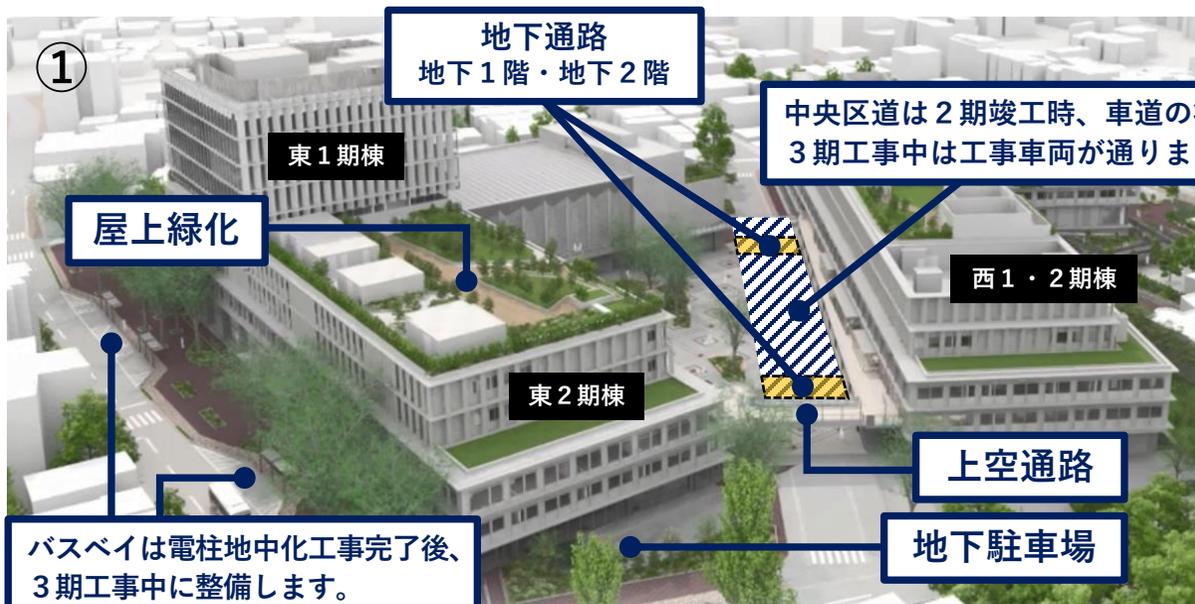


2期で完成する主な施設



6階

2期で完成する主な施設

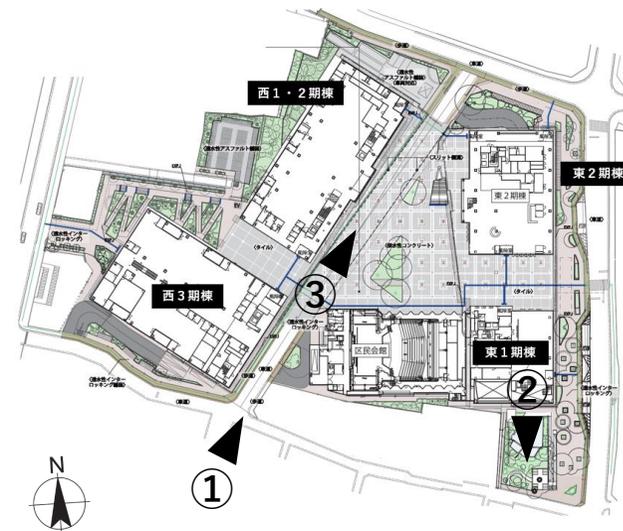
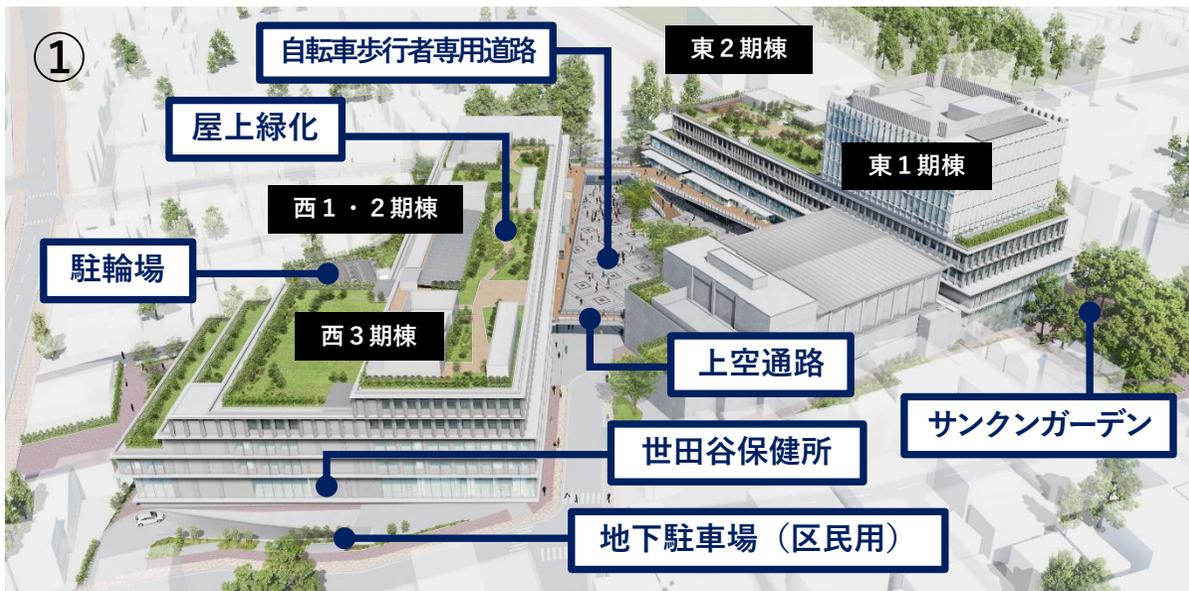


3期で完成する主な施設



2階

3期で完成する主な施設



検討
課題

大成建設に対する損害賠償請求の交渉状況について

概要
工期延伸にかかる大成建設への損害賠償請求等の状況について、進捗を報告する。

1 経緯

区は、大成建設と令和6年3月1日付けで締結した「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」に基づき、本件工期延伸に伴い区に生じた損害額の確定に向け、令和6年4月から大成建設と交渉を行っている。

2 損害額の確定

- (1) 令和6年5月に実施した、損害額に関する庁内調査結果を踏まえ、区として損害として確認した項目をもとに積み上げ、その金額合計、270,580,292円について確定し、大成建設より確認書(第1回)を受領した。
(令和6年12月3日開催のDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会で報告済み)
- (2) 1期竣工後の損害としての人件費(*)についても、金額合計、115,884,636円を確定し、大成建設より確認書(第2回)を受領した。*人件費の考え方は、次ページ「3 人件費の考え方(概要)」を参照
(令和7年2月6日開催のDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会で報告済み)

内容

※現段階では、損害額は、技術提案不履行違約金(約4.15億円)を超過しないため、大成建設からの支払いは行われない。

技術提案不履行違約金 (約4.15億円)	差額(約0.29億円)
	確認書(第2回)で確定したこととなる 本件工期延伸に伴う損害額(約1.16億円)
	確認書(第1回)で確定したこととなる 本件工期延伸に伴う損害額(約2.7億円)

図：技術提案不履行違約金と確認書により確定した損害額との比較イメージ

検討
課題

大成建設に対する損害賠償請求の交渉状況について

3 人件費の考え方（概要）

損害の積上げにおいては、原則として、法実務における損害賠償請求における考え方、「差額説」をもとに、次のように整理を行っている。

(A)本件工期延伸（債務不履行）が現に存在し、実際に支払った支出額

— **(B)本件工期延伸（債務不履行）が無かった場合に、支払ったであろう支出額** = 損害額

人件費についても、この差額説に則ることを原則として、対象を検討、抽出し、次の3つの類型について、大成建設と交渉を行った。

(1) 本件工期延伸に伴い、存続期間の延長を要する組織の人件費：庁舎整備担当部

- ・工期延伸に伴い、組織存続期間の延長が余儀なくされた庁舎整備担当部の人件費。⇒110,815,720円
- ※算定基礎となる職員数は、令和5年4月時点での職員数26人（育休者1人を除き、会計年度任用職員2人含む）から、本庁舎等整備完了後も継続する業務に従事する5人分（会計年度任用職員1名含む）を控除し、21人（会計年度任用職員1名含む）とする。

(2) 本件工期延伸に伴う追加業務に要した人件費：庁舎整備担当部以外の各課

- ・庁舎整備担当部以外の各所管課において、本件工期延伸に伴う追加業務に要した人件費。⇒5,068,916円

(3) 仮庁舎と本庁舎間の移動時間にかかる人件費

- ・本件工期延伸にかかる期間において、仮庁舎と本庁舎間の移動時間が生じたために、職員の労働時間が増加し、区が時間外手当の支払いを余儀なくされた場合は、当該追加支出した超過勤務手当。⇒金額は今後算定

* 関連：仮庁舎と本庁舎間の移動にかかる旅費は、別途、実費を損害額とする予定。

内容

検討
課題

大成建設に対する損害賠償請求の交渉状況について

4 交渉の状況

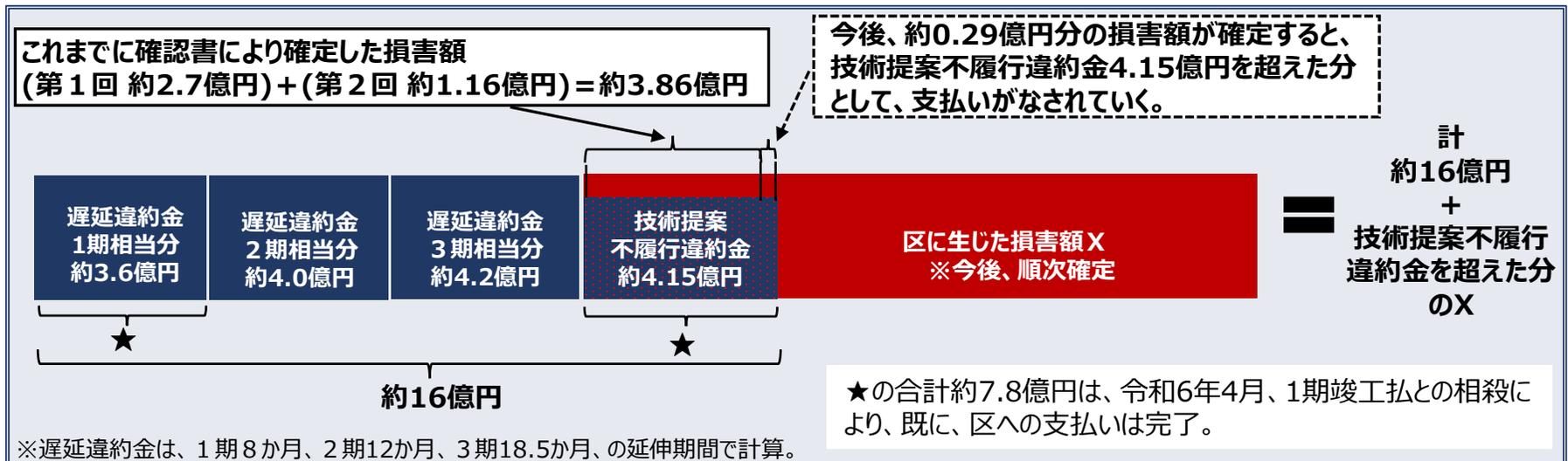
今年度に入り、概ね月1回程度のペースで計12回、大成建設と交渉を行っている。
⇒今後も定期的に交渉を行い、損害額の積み上げを行っていく。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月～ （適時）大成建設との交渉
令和8年 9月 2期竣工
9月～ 2期工期延伸に伴い区に生じた損害の調査、確認
大成建設との交渉

内容

【参考】大成建設との合意内容に対する、これまでに支払われた額、確定した損害額の関係図



本庁舎等整備事業に関する意見・提案等と区の考え方について

1 意見・提案件数等

- ・ 集計期間 : 令和6年2月1日から令和7年2月28日まで
- ・ 意見提出人数 (延べ) : 4人 (団体)
- ・ 意見総件数 : 3件

※意見・提案等の提出方法：情報発信の場「Info-Ba (場)」、総合案内、電話等

2 意見に対する区の考え方

番号	ご意見概要	回答・区の考え
1	区のお知らせ特集号を見たが、レストランはないのか。以前は中庭などで食事ができたが、現在は食事をするところはあるか。 (令和6年3月26日)	本庁舎は、現在建替中でレストランはありませんが、2期工事終了後(令和8年9月)に東2期棟2階に設置します。現在運営事業者の選定を行っており、決定後は事業者と協議の上、営業開始日を決定いたします。 また、現在中庭は建替工事のためご利用いただけませんが、2期工事終了後に中庭も完成し利用可能となります。
2	西棟から2庁へ行くのが遠い。 (令和6年5月24日)	工事期間中は各庁舎の移動に大変なご不便をおかけして申し訳ありません。 東西棟について、令和8年9月の2期竣工後には、1階部分の中庭が通り抜けできるようになり、また、2階部分では北側テラスで、地下では地下通路で移動が可能になります。 工事期間中は各庁舎に案内サインを設置するとともに、総合案内でも丁寧に対応していきます。
	東棟から西棟へ行くのが遠い。 (令和6年5月24日)	
3	東棟1階のエントランスホールのレリーフ	庁舎内では庁舎管理規則により写真の

<p>や展望ロビーについて写真撮影はできないのか。 (令和6年5月27日)</p>	<p>撮影を禁止しておりますが、令和6年3月31日付で庁舎管理規則を改正し、4月1日からエントランスホール、ラウンジ及び展望ロビーでは撮影が可能となっております。</p>
---	---